

# 八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：令和4年7月12日（火）午後1時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

## 出席委員

農業委員 19名中11名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 待機	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 待機
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 待機	7番 内沢 豊 欠	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 待機	11番 狛守 文宏 待機	12番 松橋 剛志 待機
13番 中村 正記 待機	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中11名

1番 木村 弁一 待機	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 待機	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 待機	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 待機	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 待機	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 待機	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 待機	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 待機	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 待機	20番 上明戸 桂 待機
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 待機		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、B班の委員の皆様にご出席いただいております。

また、B班の委員のうち、内沢農業委員から都合により欠席される旨の連絡を  
いただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 29 号、令和 4 年度第 4 号八戸市農用地利用  
集積計画の決定につきましては、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案  
がございます。

馬場会長職務代理者におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、  
当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきます  
ようお願い申し上げます。

松橋事務局長

ここで、本来であれば「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますが、新型コ  
ロonavirus感染症対策による時間短縮での総会開催とするため、割愛させてい  
ただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。新型コロナ  
ウイルスの感染が拡大しておりまして、八戸が異常に多いということで早めに進  
めていきたいと思っております。そのような中で、皆様に御報告させていただきたい  
ことがございます。先月の県農業会議の理事会におきまして役員の改選がありまし  
た。新会長には青森市の会長であります福土会長が任命されました。副会長には  
僭越ながら私が承ってまいりました。これも日頃の皆様の御支援のおかげだと思  
っております。これからも精進してまいりますので御指導のほどよろしくお願い  
いたします。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めま  
す。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したい  
と存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、14 番 西野 茂雄 委員、15 番 明戸 政勝 委員両氏を  
指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 28 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ  
いてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

金谷委員

金谷から報告いたします。去る 6 月 29 日、内沢農業委員と市庁本館地下会議  
室において、番号 24 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願  
います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並  
びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 24 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、スプレイヤー、田植機、バインダー、運搬機、草刈機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第29号、令和4年度第4号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場会長職務代理者が

当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場会長職務代理者は退室をお願いいたします。

(馬場職代退室)

会長                    それでは、まず、馬場会長職務代理者が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹                事務局の柏村から、議案第29号、令和4年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借5件、使用貸借2件の計7件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手7名で、利用権設定面積は、合計22,833㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、馬場会長職務代理者が関係する事案を説明いたします。

利用集積3番            番号3番、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額34,500円でございます。

公告年月日は、令和4年7月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長                    ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長                    御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

馬場会長職務代理者の入室をお願いいたします。

(馬場職代入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

引き続き、事務局の柏村から説明いたします。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額20,000円でございます。

番号4番から資料4ページの番号7番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年7か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。

利用集積5番、6番

番号5番と番号6番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号5番は5年間、番号6番は3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,800円でご

ございます。

資料の4ページをお開き願います。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年11か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和4年7月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から、議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しについて御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地

の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条取消3番

番号3番、転用目的はF I T法によらない太陽光発電設備設置、態様別は売買との内容で、令和4年1月4日付け八農委指令第44号により許可されたものでございますが、取消理由は、転用事業のための詳細な現地調査の結果、事業計画に変更が発生し、変更点に関して譲渡人に説明した上で改めて売買金額の交渉を行ったところ話がまとまらず、やむなく当該土地での転用事業を断念したとの願い出があったためでございます。

5条取消4番

番号4番、転用目的はF I T法によらない太陽光発電設備設置、態様別は地上権を設定する20年間の賃貸借との内容で、令和3年11月29日付け八農委指令第40号により許可されたものでございますが、取消理由は、転用事業に係る社内規定を改定したことにより、積雪に関する基準を満たすことができなくなったことから、やむなく当該土地での転用事業を断念したとの願い出があったためでございます。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人双方合意の上で許可処分取消願が提出されており、その内容及び関係書類を確認しましたところ適当であると認められますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)



会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
会長

次に、日程第5、報告第25号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 50番～55番

今回の届出は、資料7ページの番号50番から資料8ページの番号55番までの計6件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料8ページの番号55番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6  
会長

次に、日程第6、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地  
転用届出の6月分でございます。資料の9ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載  
のとおりでございます。

5条57番

番号57番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条58番

番号58番、転用目的は駐車場でございます。

5条59番

番号59番、転用目的は建売住宅4棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条60番

番号60番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条61番

番号61番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条62番

番号62番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条63番

番号63番、転用目的は店舗1棟建築でございます。

5条64番

番号64番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条65番

番号65番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

次に、日程第7、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の6月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条11番、12番

番号11番と番号12番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和4年7月15日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時15分)